

## 本部町空き家入居希望者登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本部町内の空き家を移住・定住のための住宅として有効活用するに当たり、子育て世帯をはじめとする定住促進に資する世帯の居住支援を図るため、入居希望者の登録及び管理に関し必要な事項を定め、空き家の円滑な利用促進を図ることを目的とする。

### (登録対象者)

第2条 登録を行うことができる者は、本部町内への移住又は定住を希望し、空き家への入居を希望する個人又は世帯とする。

### (登録申請)

第3条 登録を希望する者は、町が指定するオンラインフォームへの必要事項の入力及び送信又は本部町空き家入居希望者台帳登録申請書（第1号様式）の提出により、町長へ申請するものとする。

### (台帳への登録)

第4条 町長は、前条による申請を受けた際、特に不備がなければ空き家入居希望者台帳へ登録するものとする。

### (入居者の選考)

第5条 町長は、入居者を前条の台帳に登録されたものの中から空き物件ごとに選考を行う。

2 子育て世帯を優先するとともに、住宅事情、世帯構成、就業状況その他町の移住・定住施策の目的に照らして、必要な事項を総合的に勘案し選考する。

### (物件案内時の確認)

第6条 物件案内の際、住民票その他の公的書類により登録内容の確認を必須とする。

2 町長は前項による確認の結果、登録内容と相違がある場合は、選考の結果を変更できるものとする。

### (登録内容の変更届)

第7条 登録者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更の届出を行わなければならない。

### (虚偽申請等による登録取消し)

第8条 町長は、登録者の故意による虚偽申請が判明した場合又は正当な理由なく変更届を行わない場合は、登録を取り消し、空き家入居希望者台帳から削除することができる。

(通知)

第9条 町長は、登録の受付、選考の結果その他登録に関する事項について個別の通知は行わないものとする。ただし、物件の案内を行う場合に限り、必要な者に対して個別に連絡するものとする。

(契約等)

第10条 空き家物件の賃貸借契約その他これに付随する契約は、町の協力事業者と入居希望者および所有者との間で締結するものとし、町は契約の当事者とならず、契約内容その他契約に関する事項について関与しないものとする。

(情報提供)

第11条 町長は、空き家物件の案内及び入居調整に必要な範囲において、登録者の氏名、連絡先、世帯構成その他必要な情報を町の協力事業者へ提供することができる。

(その他)

第12条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月15日から適用する。